

令和3年度 第1回

三種町情報公開・個人情報保護審査会議案

令和3年6月24日提出

日 時 令和3年6月24日（木）
午後1時30分
場 所 三種町役場本庁 第3会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 審 議

諮問第18号 死者に関する情報の開示請求の取扱いについて【新規】
(主管課等：総務課)

4 報 告

令和2年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

5 そ の 他

6 閉 会

三種町情報公開・個人情報保護審査会委員

任期：令和2年12月7日～令和4年12月6日

(50音順、敬称略)

分野	氏名	摘要
法曹	おおば ひでとし 大庭 秀俊	白神法律事務所 弁護士
地域団体	こだま ようぞう 小玉 陽三	元天瀬川自治会長
行政経験者	さくらだ えつろう 櫻田 悦郎	元町総務課長
学識経験者	たなか せいいち 田中 誠一	(公) 秋田県食品衛生協会専務理事
人権	なりた たかみち 成田 隆道	人権擁護委員
行政経験者	わたなべ せいえつ 渡部 整悦	元県地域振興局建設部長

諮問第18号

死者に関する情報の開示請求の取扱いについて

(主管課等：総務課)

死者に関する情報の開示請求の取扱いに関し、三種町長から令和3年6月10日付けで三種町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成27年三種町条例第3号）第2条第2項の規定に基づく諮問を受けたので、審議に付する。

令和3年6月24日提出

三種町情報公開・個人情報保護審査会
会長 大庭 秀俊

1 諮問概要

死者に関する情報の開示請求の取扱いについて、具体的な運用に関する事項を定めるに当たり、審査会に意見を求める。

2 提出資料

- (1) 諮問書（令和3年6月10日付け三種総発－275）
- (2) 諮第18－1 開示請求の対象となることが見込まれる死者の情報が記載された文書等の例
- (3) 諮第18－2 三種町個人情報保護事務取扱要領の一部を改正する訓令案新旧対照表
- (4) 諮第18－3 三種町個人情報保護事務取扱要領の一部改正について

報 告

令和2年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について

1 情報公開制度

(1) 公開請求

請求 件数	取 下	決定 件数	決 定 内 容					
			全 部 公 開	部 分 公 開	非 公 開			却 下
					非 公 開	不 存 在	拒 否 存 否 応 答	
2	—	2	—	—	—	2	—	—

※決定件数の内訳 町長部局1、教育委員会1

(2) 審査請求（不服申立て） なし

2 個人情報保護制度

(1) 開示請求

請求 件数	取 下	決定 件数	決 定 内 容					
			全 部 開 示	部 分 開 示	非 公 開			却 下
					非 開 示	不 存 在	拒 否 存 否 応 答	
1	—	1	1	—	—	—	—	—

※決定件数の内訳 町長部局1

(2) 訂正、利用停止請求 なし

(3) 審査請求（不服申立て） なし

(4) 取扱いに係る苦情の申出 なし

その他

個人情報の保護に関する法律の改正と今後の対応について

1 個人情報の保護に関する法律の改正

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布されたことにより、同法により改正された個人情報の保護に関する法律（以下「改正個人情報保護法」という。）が次のとおり施行されることとなった。

（1）改正の概要

ア 国、民間、地方自治体間でのルール統一

地方自治体についても、改正個人情報保護法が個人情報保護の共通ルールとして適用される。同法の範囲内で、独自の保護措置を条例で規定することは可能。

イ 医療分野、学術分野の規制統一

ウ 学術研究に係る適用除外規定の整理

エ 行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化

（2）改正個人情報保護法の施行日

公布から1年以内（地方公共団体関係は、公布から2年以内）で、政令で定める日

2 今後の対応

（1）関係例規の整備

独自の保護措置の必要性等を検討し、改正個人情報保護法の施行に向けて準備を進める。

（2）運用体制の確立

マニュアル等の整備、職員研修の実施など

（3）住民への周知